

会議録要旨

(1) 会議の名称	令和3年度（第4回）越前市国民健康保険事業の運営に関する協議会
(2) 書面会議日	令和4年3月4日に各委員に資料を送付。 新型コロナウイルスの感染症拡大状況を考慮し、3月8日に書面での開催を決定し、各委員に連絡。 令和4年3月18日を期限とし、各委員から書面により協議・報告事項に関する意見を聴取した。
(3) 参加委員氏名	西藤 浩一委員、杉原 宣子委員、大川 敏雄委員、野村 幸子委員、 山田 英幸委員、大森 節子委員、相木 七良右エ門委員、藤井 玲子委員、 佐々木 浩三委員、坂野 ちあき委員、内藤 清美委員、佐々木 富基委員、 岸 慎治委員、山本 正男委員、文室 みどり委員、千京 隆之委員、 近藤 こずえ委員（計17名）
(4) 所管課	市民福祉部保険年金課
(5) 協議・報告事項	(1) 令和3年度国民健康保険財政の状況 (2) 令和4年度国民健康保険事業計画 (3) 国保税条例一部改正
(6) 各委員からの意見等	別紙のとおり

【意見に対する回答について】

協議・報告 番号	意 見	回 答
(2) 資料 P 5 上段	歳出項目 令和4年度総務費について 4,553千円(約6.9%) 増の理由は。	主に、結核・精神病の疾病に係る医療費の割合が高い市町(14%を超えた場合)に対し一定割合の金額が国から交付される特別調整交付金の申請にかかる算出データ作成委託料分になります。 令和3年度より当該交付金の交付が見込まれるため、12月補正で計上しております。
(2) 資料 P 7 下段	新規事業 5年間、健診および医療機関未受診者に対する訪問勧奨に注目している。	40歳から74歳までの国保加入者の方で、5年間、健診も受けていない、医療機関への受診も確認できない、所謂、健康状態が不明な方が約900人おられます。その方々を個別訪問し健康状態を把握したうえで、健診受診や医療機関受診へと繋げ、健康に対する気づきを促し、重症化予防へと繋がる取組みを実施してまいります。
(2) P 8 上段	医療費通知について、職域保険の場合、年1、2回の実施である。年5回通知の理由は。	医療費通知にかかる費用は、県調整交付金対象(1/2)となっており、交付要件として3カ月に1回以上通知すること、また、確定申告に使用可能な通知を適切に通知することとされているため、年5回通知しております。 今後も、被保険者の方に医療機関等でかかった医療費額を随時お知らせすることにより、健康に対する理解を深めていただくこと、またお持ちの領収書と確認してもらい、請求内容の確認や適正な受診への動機づけをし、医療費の適正化へとつなげることを目指してまいります。

越前市国民健康保険事業の 運営に関する協議会

日 時 令和4年3月10日(木)午後3時～

場 所 越前市役所1階 生涯学習センターeホール

保険年金課・健康増進課・税務課・収納課

協議・報告事項

- (1) 令和3年度国民健康保険財政の状況
- (2) 令和4年度国民健康保険事業計画
 - 1 令和4年度予算(案)の概要
 - 2 保健事業
- (3) 国保税条例一部改正
- (4) その他

協議・報告事項(1)

令和3年度国民健康保険財政の状況

国民健康保険特別会計(事業勘定)

3月補正予算 143,888千円の減額

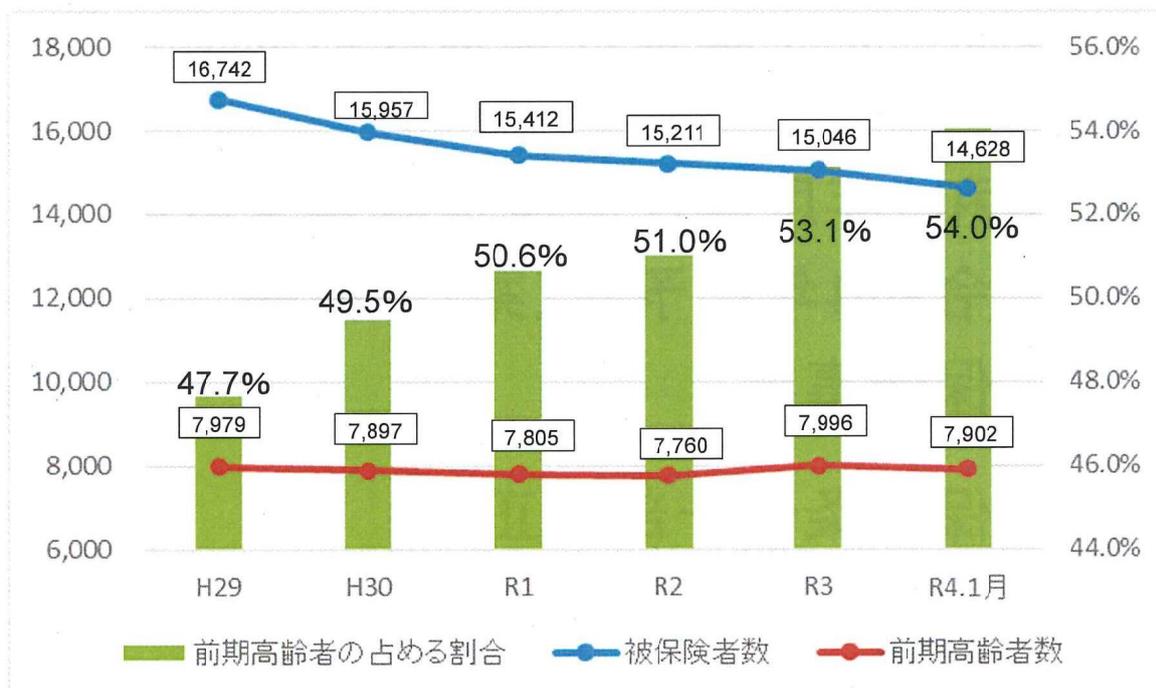
補正後予算額 7,985,234千円

主な内容

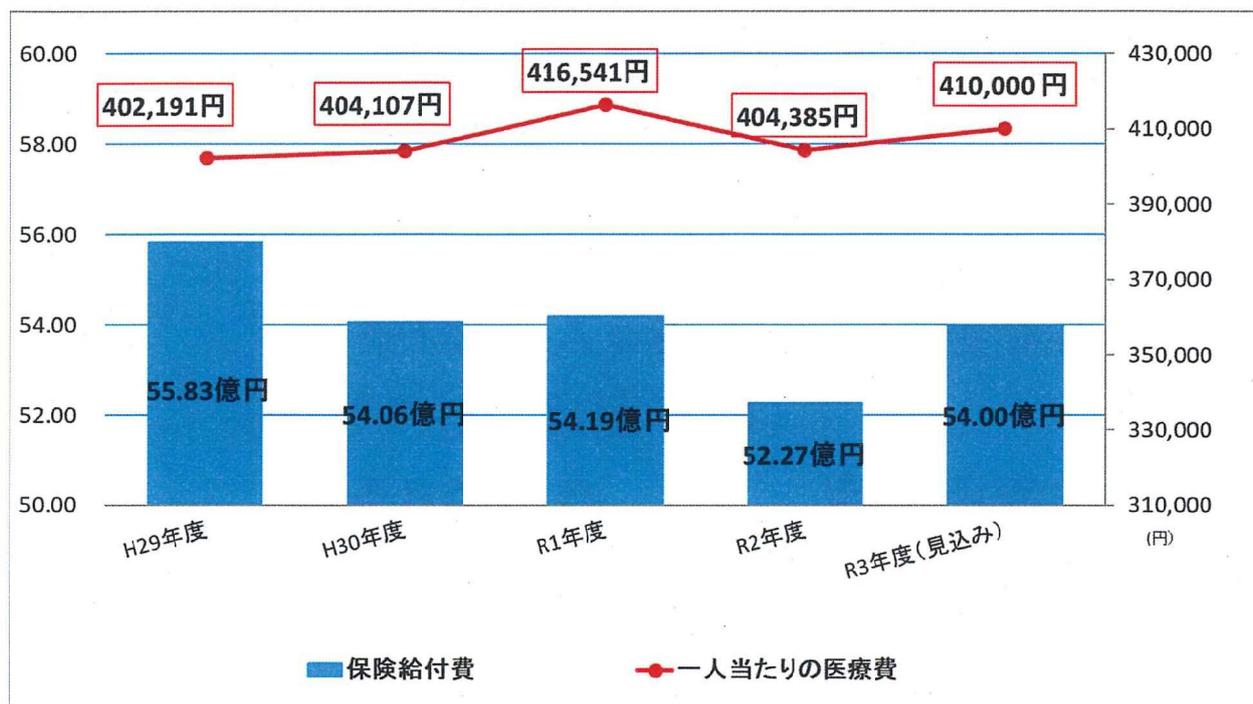
歳入:国民健康保険税	95,000千円
県支出金(普通交付金)	△252,000千円
県支出金(特別調整交付金)	4,000千円
国庫支出金(災害等臨時特例補助金)	6,000千円
歳出:保険給付費	△256,200千円
基金積立金	170,000千円
予備費	△44,485千円

本市の国保の現状について

被保険者の状況 【被保険者の推移と高齢化率】



保険給付費と一人当たり医療費の推移



新型コロナウイルス感染症の影響による各種制度利用状況

・国保傷病手当	1件	67,200円
・国保税減免		
令和 2年度	119件	25,719,000円
令和 3年度	20件	3,686,400円

(R4.1月末現在)

協議・報告事項(2)

令和4年度国民健康保険事業計画

1 令和4年度予算(案)の概要

- ・ 事業勘定 7,847,587千円
(前年度比 2.1%減)
- ・ 診療所勘定 5,248千円
(前年度比 0.1%増)

令和4年度国保特別会計(事業勘定) 当初予算の概要

(歳入)

単位:千円

項目	R4年度	R3年度	増減額
国民健康保険税	1,450,247	1,451,159	▲ 912
使用料及び手数料	380	400	▲ 20
県支出金	5,894,327	6,005,405	▲ 111,078
財産収入	4	24	▲ 20
繰入金	487,016	543,977	▲ 56,961
繰越金	1	1	0
諸収入	15,612	15,812	▲ 200
国庫支出金	0	0	0
合計	7,847,587	8,016,778	▲ 169,191

(歳出)

単位:千円

項目	R4年度	R3年度	増減額
総務費	71,010	66,457	4,553
保険給付費	5,822,247	5,934,055	▲ 111,808
国保事業費納付金	1,853,968	1,914,486	▲ 60,518
保健事業費	85,951	77,993	7,958
基金積立金	4	24	▲ 20
公債費	1	1	0
諸支出金	13,406	22,762	▲ 9,356
予備費	1,000	1,000	0
合計	7,847,587	8,016,778	▲ 169,191

令和4年度 診療所勘定予算(案)

歳入	予算額(千円)	歳出	予算額(千円)
診療収入	2,040	医業費	5,248
使用料及び手数料	1		
繰入金	3,205		
繰越金	1		
諸収入	1		
合計	5,248	合計	5,248

2 保健事業

① 国民健康保険健康づくり支援事業

- ・ 歩く健康づくり事業 147千円
ウオーキング講座(5歳児親子向け歩育教室、
大人向けウオーキング教室)
- ・ 節目年齢者の各種がん検診の自己負担金補助事業
175千円
- ・ 歯とお口の健康づくり事業 1,337千円
幼児歯科健診・相談(2歳6か月児)
保育園等歯とお口の健康教室

② 特定健康診査事業 50,660千円

- ⑧ 健診事業委託業者による地域に根差したきめ細かい受診勧奨の実施。
- ⑨ 国民健康保険加入時の健診予約受付を実施。
社保から国保へと保険が切り替わっても継続した健診受診を促すため市内事業所を通して健診の必要性を周知。
- ⑩ 集団健診会場の近隣地区の町内掲示版に、健診ポスターを掲示。
併せて、対象者に該当地区の健診実施月前に受診案内を送付。

③特定保健指導事業

16,966千円

1) 発症予防対策

① 集団健診会場で把握できる血圧・体重・腹囲・喫煙状況等から特定保健指導対象者と見込まれる者を拾い出す。

- ・血糖値やHbA1cが境界型糖尿病相当の方対象に、ICTを活用した3か月の糖尿病予防プログラムを実施し、正しい生活習慣の定着と、数値改善を目指す。
- ・集団健診会場において、健康相談や特定健診の継続受診勧奨を行うとともに、高血圧対策として塩味チェック等を実施し、自身の味覚異常の気づきから減塩に繋げる。

2) 重症化予防対策

① 5年間、健診および医療機関未受診者(健康状態不明者)を訪問し、健診受診につなげる。

② 健診結果が受診勧奨値でありながら、医療未受診者に対し、訪問による健康相談を実施し、医療機関につなげる。

- ・糖尿病性腎症の重症化予防として糖尿病治療中断者や腎機能が低下しているハイリスク者を医療につなげるため、受診勧奨を実施。

主治医と連携し、市保健師、管理栄養士による6か月間の栄養指導や運動指導を実施。

④ 健康保険推進事業

・人間ドックの助成 13,500千円

助成額:30,000円 定員:450名

⑤ 新・脳ドックの助成 1,680千円

助成額:24,000円 定員:70名

・医療費通知の実施 1,150千円

5回通知(4・6・9・12・2月実施予定)

・ジェネリック医薬品の差額通知 138千円

3回通知(7・10・1月実施予定)

◇ 国保税収納対策

・徴収体制の強化

保険年金課徴収班:資格証対象者を訪問し、生活状況を把握、
また、困りごと等あれば相談窓口を紹介

・夜間納税相談の開設

月2回(毎月第2火曜日及び月末)

・滞納の初期防止

現年度課税分の徴収推進

口座振替の推進

・県地方税滞納整理機構との連携強化

・滞納者に対する滞納処分の実施

・コロナ対策として、納付に関する相談受付

◇ 医療費抑制対策

・保健事業の推進

特定健診、特定保健指導、人間ドック、脳ドック

・医療費適正化対策の推進

医療費通知・ジェネリック医薬品の差額通知

重複多剤服薬者に対し通知

・資格適用適正化対策の推進

社保の扶養認定勧奨、社保加入者脱退勧奨、レセプト点検強化、居所不明者の実地調査

・広報等啓発活動の推進

市広報紙、ホームページ、市出前講座での啓発

協議・報告事項(3)

越前市国民健康保険税条例の一部改正(R4.4.1施行予定)

・医療分資産割の税率の引き下げ

13.0%→6.5%

・未就学児に対する均等割の軽減

軽減非該当世帯 36,700円→18,350円

2割軽減世帯 29,360円→14,680円

5割軽減世帯 18,350円→ 9,175円

7割軽減世帯 11,010円→ 5,505円

・課税限度額の引き上げ(負担能力に応じた公平な負担の推進)

医療分 63万円 → 65万円

後期分 19万円 → 20万円

協議・報告事項(3)

規則改正

●越前市国民健康保険条例の適用期間を定める規則

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金に対する国の財政支援措置が令和4年6月30日まで延長されたことに伴い、越前市国民健康保険条例(平成17年越前市条例第122号)附則第11項で定める日を令和4年6月30日に改正。
